

令和 6 年 5 月 31 日現在

機関番号：12601

研究種目：若手研究

研究期間：2021～2023

課題番号：21K13091

研究課題名（和文）諸社服忌令成立に関する研究 触穢観念の中近世的展開を視野に

研究課題名（英文）The Establishment of Impurity Law in Shinto Shrines and the Expansion of Impurity Conception

研究代表者

小林 理恵（Kobayashi, Rie）

東京大学・史料編纂所・特別研究員

研究者番号：20791817

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 700,000円

研究成果の概要（和文）：日本古代において、国家祭祀儀礼の整備の一環として、神祇祭祀に際しての留意事項をまとめた触穢規定が成立し、その後、平安期末にかけて、各神社でも独自の触穢規定の存在が確認されはじめる（諸社服忌令）。それら成立の背景として、神社毎での触穢にかかる前例の蓄積に加え、そもそも朝廷においても触穢に関する判断にあたっては、最終的にそれを判断するのは神であるという基本理解が存在した。同時期において、神は神社へ常駐するものという認識の変化があり、それが各神社の祀る神の「個性」への認識の深化、そしてひいてはその神毎に判断が下されるものとしての触穢規定の成立が考えられる。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、従来、『文保記』など中世期における一部のそれを除いてはあまり着目されてこなかった、諸社服忌令について、平安期末から鎌倉期にかけてのその成立背景を検討したものである。もともとは朝廷で成立した触穢規定の一元的な運用がおそらくは想定されていながら、何故当該期において、触穢規定が朝廷からのある種の「自立」を遂げてゆくのか。検討を通して、この問題は、朝廷の求心力の低下や神社の権門としての自立といった、政治的側面からだけでなく、神をめぐる観念上の変化からも説明されるべきことが明らかになったところである。

研究成果の概要（英文）：In the Japanese ancient times, law about the impurity that compiled a notice matter on the occasion of the deities of heaven and earth religious service is established as part of maintenance of the national religious service courtesy, and I hang it in the peaceful term end, and the original law begins to be confirmed afterwards in each Shinto shrine. In the first place, as the background, as for finally judging it, basic understanding to be God existed in a judgment about the impurity in addition to the accumulation of the precedent which began to become corrupt in every Shinto shrine in the Imperial Court. During the same period, as for God, there is a change of the recognition called the thing which is stationed to a Shinto shrine, and it is thought deepening of the recognition to "individuality" of God whom each Shinto shrine worships it and establishment of the law about the official notice as the thing which a judgment is given to for each in its turn God.

研究分野：日本古代史

キーワード：服忌 触穢 禁忌

1. 研究開始当初の背景

『延喜式』触穢規定は、日本史上における触穢の観念を論じる上で欠くべからざるものである。そのような規定として整備された、謂わば制度としての触穢とは、簡潔に述べれば、朝廷乃至その周辺における神祇祭祀の執行に際しての留意事項であって、それは遡ると中国令を母体とする律令の神祇令散齋条にその淵源を持つ。その後、9世紀において散齋条規定はより詳細かつ整理されたものとなり、いくつかの段階を経て、『延喜式』触穢規定へと行き着くことが、先行研究によって明らかになっている。

この規定は平安期貴族社会において、決して空文化したものではなく、実際に運用され、彼らの行動を多方面において規制していたことが史料から裏付けられている。しかしながら、これまでの議論によって触穢の制度上の展開がかなりの程度で明らかになっている一方で、課題として残るのは、平安期貴族社会にあって制度的な成熟を見た触穢観念は、時間的・空間的、或は社会階層的にいかなる拡がりを持つものとして捉えるべきであるのか、という問いである。本研究ではそういった問いを念頭に置いた上で、それに対する古代史領域からの取り組みの一環として、平安貴族社会において運用されていた『延喜式』触穢規定のような触穢をめぐる規定が朝廷外にあって展開していくプロセス、具体的には、平安末期から鎌倉期にかけて諸社で成立しつつあった服忌令の存在に着目する。それ以前において触穢の問題は、基本的には『延喜式』触穢規定によって一元的に処理されていたが、やがて、諸社が参詣時の留意事項として各々触穢に関する規定を設けるようになるとされ、それらの規定を総称して諸社服忌令という。

現存するそれら諸社服忌令を見ると、その規定の内実は、『延喜式』触穢規定やそれに基づく平安貴族社会における慣例に依拠している部分と、必ずしもその枠には収まりきらない神社毎の独自性が併存している。この点に鑑みても、服忌令は、『延喜式』触穢規定が平安貴族社会の枠を超えて言わばある種の「自立」を遂げてゆく過程を追う上で重要な性質を持つ史料であり、同時にその成立は、触穢観念の中世期以降の長期的展開においても大きな転換点として位置づけられるものであると考えられる。

2. 研究の目的

前項で述べたように考えるならば、諸社服忌令は、『延喜式』触穢規定が、平安貴族社会から時間的・空間的・社会階層的拡がりを見せる上で、1つの連結部分としても位置づけ得る。すなわち、諸社服忌令はその成立段階にあってはいかなる性質を持つものであり、それが成立する背景には何があったのか。本研究は、この問題を考えることで、触穢観念の長期的展開、『延喜式』触穢規定の歴史的な位置を明らかにする上での一助となることを意図するものである。

3. 研究の方法

諸社服忌令がどのようにして成立していったのかについては、議論があまり進んでいないのが現状である。これには、『文保記』以前の時期に属する服忌令があまり確認されておらず、平安期末からそれまでの期間が史料上の空白状態となっていることが大きく関係している。そこで本研究では、その空白期間を埋めるための作業として、特に以下の点に着目して検討を行う。
()平安期末から鎌倉初期にかけての成立と考えられている、諸社参詣の際の留意事項を神社毎にまとめた『諸社禁忌』という史料がある。これを踏まえるならば、既に平安期段階には貴族層による神社参詣の盛行を受け、諸社における触穢規定が成立しつつあったことになる。したがって古記録などの史料に見える神社参詣の記録を精査することで、服忌令に繋がる諸社の触穢規定の発生と展開を追うことが可能になると考える。

()そもそも服忌令については、『群書類従』などに所収されているものを除けば、総じて研究はあまり進んでいないため、現在未翻刻の服忌令の中には、成立が『文保記』以前に遡るものがある可能性も存在する。また諸社服忌令は、多くの場合、『延喜式』や『法曹至要抄』といった他の法制史料や過去の事例、もしくは明法家らの説を多数引用する構成をとっており、ゆえにその成立が中世後期から近世に属する服忌令であっても、そこにはより古い時期に属する触穢規定が引かれている場合が多いため、未翻刻の服忌令の調査から神社毎の触穢規定の成立時にまで遡る情報を得られる蓋然性は高いと見込まれる。

4. 研究成果

まず前項()の作業について、現存する諸社服忌令を、特に二十二社を中心に置いて調査したところ、その多くは近世期の成立であり、かつ、そこにその成立以前の時期に属する前例の引用が、研究計画時の見込みと相違して殆ど確認されなかった。したがって、現存の諸社服忌令の記載から、平安期末から鎌倉期にかけての、諸社服忌令成立の背景を明らかにすることには少なからぬ課題を残す結果となった。しかしながら、一方で、近世期に成立した諸社服忌令と、前述

の『諸社禁忌』の記載や古記録から判明する情報などを対合するに、両者の連続性は必ずしも明確なものとは言い難いことが明らかになった。この点は、本研究本来の目的からはやや逸れるところであるため、詳しくは後日の検討としたいが、近世の諸社服忌令は、古代中世期からの蓄積の上のみ位置づけられ得るものではない可能性を示唆するものでないかとも思われる。

以上()の検討から判明した史料上の制約から来る問題点も踏まえ、前項()の作業については、神社参詣時だけでなく、広く触穢に関わる記録へと対象を拡大して検討を行った。それによって明らかになったところとして、以下のことが挙げられる。

平安期から鎌倉初期の古記録等を検討した結果、平安中期の頃から、既に各神社への参詣や奉祭にあたって独自の慣例が成立しつつあった。それらは特に、仏事に関係する事項(参詣時前などに仏事や仏教思想に基づく精進を行うことはどの程度許容されるのか)について顕著である傾向があり、神社間での神仏習合の度合いの差、つまり或る神社に祀られる神が、どの程度、仏教を受け入れている神と見なされているかの理解が、神社毎の慣例の差異を生み出す1つの要因となったことが考えられる。

特に平安後期においては、しばしば触穢の発生がその理由説明とされる怪異現象(異常な物音や植物の異変など)を朝廷に報告するにあたり、従来は郡司・国司という地方行政組織がその主体となっていたのが、多く神社からの報告となることも確認される。この点は、神の何らかの意思表示とされた怪異現象について、その発生場所が神社周辺に限定されてゆく傾向ともおそらく無関係ではないが、神社が怪異現象の報告の主体となってゆくこの流れは、神社毎に怪異現象や触穢の発生についての経験・知見が蓄積され、端的に言えば神の嫌悪するところのものとされた穢れにあたる事物をとり定めてゆく服忌令成立へと向かう流れの現れの一部として理解される。

以上を総合するに、諸社服忌令の規定するところの、参詣や奉祭にあたって、何に留意しなければならないかという問題は、言い換えるならば、その神社に祀られる神は、どのような事物・行為を問題と見なすのかについての、神社側による理解を示したものであると言える。これはすなわち、神それぞれが帯びる「個性」についての認識の深化の結果と考えられる。

平安中～後期頃にかけて各神社で祭殿の常設化が見られ、その段階に至って、神は神社に常駐するものと見なされるようになったことが、既に指摘されているが(神社参詣時の盛行は、この傾向と関係する) そういった流れの中で、おそらくそれ以前は、あまり明確には認識されずにいた神それぞれが持つ「個性」を神社側は説明する必要性が生じたものと想定される。

では、何故そのようにして、個々の神が問題視するところの事物・行為を設定することが、『延喜式』触穢規定を生み出したはずの貴族社会においても許容されるに至ったのか。これは、朝廷の求心力の低下や各神社の権門としての独立といった政治的背景以外の事情も関係している。そもそも触穢の判断や怪異現象をめぐる当該期の議論においてしばしば持ち出される言葉として、「神慮図り難し」、ある事柄が触穢に該当するか否かについて、一応は人の側による線引きは存在するが、最終的にそれを判断するのは、あくまでも神である」といった理解が存在する。すなわち、穢れとは、神の嫌うところの事物であるとされていた以上、『延喜式』触穢規定を運用していた側も、そのある種の限界性を前提として認識していたのであり、この点にこそ、諸社服忌令が成立していく根本的素因があったことが指摘出来るのである。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 小林理恵	4. 巻 32
2. 論文標題 平安期貴族社会における魚食禁忌について	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 東京大学史料編纂所紀要	6. 最初と最後の頁 1-12
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------